

平成30年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ： 業務改革の推進について【結果分】

部局等名 総務部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
21	<p><b>1 業務処理</b></p> <p><b>(4) 始業・終業時刻の確認不備</b></p> <p><b>【現状の問題点】</b></p> <p>市の出退勤管理は自己申告制によるが、自己申告された労働時間と実際の労働時間の乖離状況の把握が十分に行われていない。市が自己申告制による場合の必要な措置を講じているとは認められない。</p> <p><b>【解決の方向性】</b></p> <p>自己申告制によるのであれば、自己申告された労働時間と実際の労働時間の乖離状況の調査を行い、所要の労働時間の補正を要する実態がないことを確かめる。</p>	<p>出退勤の管理については、現行どおり自己申告制により行うことを基本に考えておりますが、出退勤管理の方法及び勤務実態の状況把握について、有効な手法があるか検討してまいります。</p> <p style="text-align: right;">(職員課)</p>	<p><b>○措置済</b></p> <p>出退勤の管理については、現行どおり自己申告制により行っておりますが、パソコンの使用時間との記録をサンプルで抽出し確認するなど、勤務実態の状況把握に努めております。</p> <p style="text-align: right;">(職員課)</p>

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

平成30年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ： 業務改革の推進について【結果分】

部局等名 総務部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
69	<p><b>3 人員配置</b></p> <p><b>(5) 職務専念義務免除の手続もれ</b></p> <p><b>【現状の問題点】</b> 市職員の団体への関与が「市の本来業務」とする根拠が不明確と認められるものについては、職務専念義務免除の手続なく、団体業務従事相当額の減額をせず給与を支給することは盛岡市職員給与支給条例第14条第 1 項の規定に反している。</p> <p><b>【解決の方向性】</b> 個別団体の実情（団体の性格・事業内容、市職員関与の目的、役職員の地位の兼務の有無、職務内容、関与の程度等）に応じて、団体に対する市職員の関与の取扱いを整理する。 その中で、市の職務と認められない場合、職務専念義務の免除の問題として整理する。</p>	<p>団体ごとの実情に応じて、職務専念義務免除の取扱いを検討してまいります。 (職員課)</p>	<p><b>○措置済</b> 団体ごとの実情に応じて市の職務との整合性について検討し、一部の団体業務については職務専念義務免除の取扱いとすることとしました。 (職員課)</p>

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

平成30年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第6項）

テーマ：業務改革の推進について【結果分】

部局等名 都市整備部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
32	<p><b>1 業務処理</b></p> <p><b>(8) 会計事務の不備（団体会計）</b></p> <p><b>【現状の問題点】</b></p> <p>今回の包括外部監査の対象とした団体会計より、平成29年度の会計記録を閲覧した結果、会計事務の不備が検出された。</p> <p>■もりおか環境緑化まつり実行委員会 報償費／謝金 198千円 委託料／会場設営等1,096千円</p> <p><b>【解決の方向性】</b></p> <p>団体会計といえども市が実質的な経理事務を担っている点を考慮し、定期的に監査を実施する。</p> <p>市の財務事務に準じた運用ルールとしないものについては、運用ルールを明確にする。</p>	<p>平成31年度については、開催内容の見直しにより、個人に対する謝金が発生しない内容となっております。</p> <p>また、業務委託については、見積り合せを実施することとし、市の財務事務に準じた運用ルールに改めてまいります。 (公園みどり課)</p>	<p><b>○措置済</b></p> <p>令和元年度については、イベント内容の見直しにより、個人に対する謝金が発生しない内容で実施しました。</p> <p>また、業務委託については、市の財務事務に準じ、見積り合せを実施しました。</p> <p>なお、当該実行員会は令和元年8月末日をもって解散し、今後は市の事業として実施してまいります。 (公園みどり課)</p>

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

平成30年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ： 業務改革の推進について【意見分】

部局等名 総務部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
44	<p><b>1 業務処理</b></p> <p>(13) 電子決裁の低利用</p> <p>【現状の問題点】</p> <p>文書管理システムにおける電子決裁機能の活用が低調と認められる。電子決裁による業務効率化が十分に図られているといえるか疑問である。</p> <p>【解決の方向性】</p> <p>文書管理システムの操作性改善の取組みの他、電子決裁を原則とする運用ルールへの見直しを検討する。</p>	<p>電子決裁による業務効率化については、平成31年度から次期文書管理システムに更新し、操作性の改善を図ります。</p> <p>また、次期システムの運用開始前までに、全庁的な運用ルールを検討してまいります。</p> <p style="text-align: right;">(総務課)</p>	<p><b>○措置済</b></p> <p>令和元年度の文書管理システム更新に伴い、これまでのシステムよりも操作性を高めるため、決裁における添付文書の容量増加や、決裁を滞留させないための個人メールあて通知機能等を拡充し、電子決裁の運用がし易い状況に改善しました。また、電子決裁の運用についてルールを定め、平成31年3月29日付けで全庁へ通知を行いました。</p> <p>さらに、四半期毎に各課等の電子決裁率を公表し、利用が低調な課等については、所属職員への運用ルールの周知徹底を指示する等の措置を講じました。</p> <p style="text-align: right;">(総務課)</p>

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

平成30年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ： 業務改革の推進について【意見分】

部局等名 総務部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
61	<p><b>3 人員配置</b></p> <p><b>(2) 時間外勤務の限度超過</b></p> <p><b>【現状の問題点】</b>                      平成29年度において、時間外勤務が年360時間超の職員は155人であり、時間外勤務の限度超過が生じている。                      1人当たり時間外勤務（平均）は150時間であるが、個人別で見た場合、個人別業務配分の偏りを示唆するものが含まれている可能性があり、時間外勤務の縮減に向けた改善の余地があると考えられる。</p> <p><b>【解決の方向性】</b>                      平成30年6月に、市と盛岡市職員労働組合の間で初めて定めた協定時間を遵守する。                      また、タイムマネジメントの徹底や事務事業のスクラップ等の推進を通じて、時間外勤務の更なる縮減を図る。</p>	<p>平成31年 4 月 1 日から、「盛岡市職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例」及び「同条例施行規則」において時間外勤務の上限を設定する改正を行い、施行することとしており、当該規定を運用する中で時間外勤務の縮減に向けた方策を検討してまいります。</p> <p style="text-align: right;">（職員課）</p>	<p><b>○措置済</b></p> <p>平成31年 4 月 1 日付で、時間外勤務の上限を設定する条例等の改正を行い運用しているほか、「令和元年度 時間外勤務の縮減に関する指針」において、会議・業務の効率化を図ることや迅速な意思決定を行うため、過剰な内部手続等を排除するなど業務プロセスの見直しを行うなどの取組を進めることで、時間外勤務の更なる縮減が図られるよう全庁を挙げて取り組んでおります。</p> <p style="text-align: right;">（職員課）</p>

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

平成30年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：業務改革の推進について【意見分】

部局等名 財政部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
14	<p><b>1 業務処理</b></p> <p>(1) 庁内情報の収集不足</p> <p>【現状の問題点】</p> <p>法人市民税に係る未申告法人の調査において、課税の公平性の観点から、庁内情報の収集、調査による業務合理化の余地があると考えられる。</p> <p>【解決の方向性】</p> <p>未申告法人の調査に限らず、庁内情報の連携による合理化の余地のある業務がないか検討する。</p>	<p>法人の設立・異動等の未申告法人については、法令による守秘義務の関係から、税務担当課以外に、庁内情報の連携を行える部署は少ないと考えられることから、地方税法等の規定に基づく質問検査権による調査を行うことを視野に、他都市の事例も参考にし、庁内情報の収集について検討してまいります。</p> <p style="text-align: right;">(市民税課)</p>	<p><b>○措置済</b></p> <p>未申告法人の調査のため、次の手法について、今年度実施いたしました。また、令和2年度以降の年間業務スケジュールにも取り入れました。</p> <p>①保健所が所有する食品営業許可情報と当課へ提出・設置された法人情報の突き合わせにより、法人の設立・異動等の未申告法人を把握し、当該法人に対して、設置と申告納付に関する催告文書を送付するとともに、必要に応じて実態調査を行う。</p> <p>②県税が調査し、職権で設置登録した法人情報を入手し、当市の法人情報と突き合わせを行う。</p> <p>上記2項目のほか、今後も更なる情報収集に努めてまいります。</p> <p style="text-align: right;">(市民税課)</p>

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

平成30年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第6項）

テーマ：業務改革の推進について【意見分】

部局等名 財政部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
41	<p>1 業務処理</p> <p>(12) ICT活用による業務効率化の余地</p> <p>【現状の問題点】</p> <p>市民税課におけるRPA導入による業務効率化の可能性の検討結果より、現行の業務処理において一定の時間削減効果が見込まれるため、ICT活用による業務合理化の余地が認められる。</p> <p>【解決の方向性】</p> <p>業務プロセスの改善手法を取り入れながら、ICT活用による業務合理化を推進する。</p>	<p>平成31年2月に実施した賦課システム機器更改を契機として、既に事業所の新規登録作業や課税資料の取込作業についてRPA導入により効率化を目指しており、今後も調査研究をしながら、RPA対象業務の拡大やOCR機能の活用など、ICTを取り入れた業務合理化を推進してまいります。</p> <p>(市民税課)</p>	<p>○措置済</p> <p>個人住民税の当初賦課及び月例処理において、これまで職員が直接処理をしていた次の業務について、RPAの活用により事務の効率化を図り、継続して業務処理を行うこととしました。</p> <p>①事業所の新規登録作業</p> <p>②課税資料（数値データ及び資料画像）の取込作業</p> <p>③控除額の理論値によるデータ補正</p> <p>④システム間のデータ連携</p> <p>これにより、処理作業及び業務時間等の削減につながっていることから、今後も引き続き検証や研究をしながら、更なる業務合理化を推進してまいります。</p> <p>(市民税課)</p>

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

平成30年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：業務改革の推進について【意見分】

部局等名 財政部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
18	<p>1 業務処理</p> <p>(3) リスク評価と対応の充実化の余地</p> <p>【現状の問題点】</p> <p>市が整理している固定資産税の税額修正リスクについて、リスクの評価と対応の充実化の余地があると考えられる。</p> <p>【解決の方向性】</p> <p>賦課課税方式である固定資産税の課税誤りは過大課税(還付・返還リスク)ないし過小課税リスクがある点を踏まえ、税額修正リスクに係るリスクの評価と対応の充実化を図る。</p>	<p>課税マニュアルの充実化及び評価補助員の研修を徹底するほか、実地調査の強化、土地係と家屋係の連携及び電算システムへの入力内容のダブルチェックの徹底等によりヒューマンエラーの防止に努め、税額修正リスクの低下を図ってまいります。</p> <p>なお、併せて平成30年度から実施している固定資産課税台帳の適正化事業を継続し、誤課税の是正を図ってまいります。</p> <p>(資産税課)</p>	<p>○措置済</p> <p>税額修正のリスク対応の充実化に向けて、新採用職員を含む評価補助員の研修会を体系化し、土地係においては第1四半期に5回、第2四半期に2回実施し、家屋係においては木造家屋・非木造家屋の研修に加え、月例の打合せの際にも研修を行うなど、早期の取組かつ研修回数を増やすことで、評価技術の習得や評価方法の再確認・平準化に取り組むこととしました。</p> <p>また、平成30年度からの5ケ年計画で着手した固定資産課税台帳の適正化事業も、税額修正リスクの低減に対して成果を上げており、税額修正リスクの対応の充実化が図られました。</p> <p>(資産税課)</p>

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

平成30年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第6項）

テーマ：業務改革の推進について【意見分】

部局等名 市民部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
38	<p><b>1 業務処理</b></p> <p>(11) 電子媒体化による業務効率化の余地</p> <p>【現状の問題点】</p> <p>国民年金業務の電子媒体化への移行により、現行の業務処理において一定の時間削減効果が見込まれるため、電子媒体化による業務合理化の余地が認められる。</p> <p>【解決の方向性】</p> <p>業務プロセスの改善手法を取り入れながら、電子媒体化による業務合理化を推進する。</p>	<p>電子媒体化による業務合理化の余地があるとされた「国民年金処理結果一覧表」の電子媒体化については、平成30年12月にシステム改修が終了し、この本格実施により、処理作業及び業務時間の削減につながるものと見込んでおります。</p> <p>(医療助成年金課)</p>	<p>○措置済</p> <p>電子媒体化による業務合理化の余地があるとされた「国民年金処理結果一覧表」の電子媒体化については、平成30年12月にシステム改修終了により措置済みとなっています。これにより、処理作業及び業務時間の削減につながっています。</p> <p>(医療助成年金課)</p>

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

平成30年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第6項）

テーマ：業務改革の推進について【意見分】

部局等名 会計課

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
36	<p><b>1 業務処理</b></p> <p><b>(10) 代替評価の検討不足</b></p> <p><b>【現状の問題点】</b></p> <p>最大の管理コストと考えられる人件費が考慮されておらず、収入証紙の管理コストと収入証紙を廃止した場合の追加的な発生コストの定量評価が行われていないため、収入証紙を継続することのメリット評価が明らかではない。</p> <p>手数料の収納方法に関する代替評価の十分な検討が行われているといえるか疑問である。</p> <p><b>【解決の方向性】</b></p> <p>収入証紙の管理コスト（人件費）の精査や利用状況調査を行い、収入証紙継続の有効性に関する代替評価を行う。</p>	<p>収入証紙の管理コスト及び収入証紙を廃止した場合の追加的な発生コスト等について調査を行い、継続の有効性について検討してまいります。</p> <p>(会計課)</p>	<p><b>○措置済</b></p> <p>収入証紙の管理コスト及び収入証紙を廃止した場合の追加的な発生コスト等について、人件費を含めて調査を行い、納付者の利便性とともな事務量及び費用を比較した結果、継続の有効性が高いと判断したことから、継続することといたします。</p> <p>(会計課)</p>

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

平成30年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：業務改革の推進について【意見分】

部局等名 教育委員会

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
33	<p><b>1 業務処理</b></p> <p><b>(9) 会計事務の不備（学校徴収金）</b></p> <p><b>【現状の問題点】</b></p> <p>市立高校より提出された資料をもとに、市立高校における学校徴収金の管理状況を確認するとともに、一部の会計に関する出納簿（平成29年度）等を閲覧した結果、会計事務の不備が検出された。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆公費・私費負担区分</li> <li>◆校長名義の団体預金口座</li> <li>◆決算報告の不備</li> <li>◆団体会計報告もれ</li> </ul> <p><b>【解決の方向性】</b></p> <p>公費・私費の負担区分に関する明確なルールを定める。</p> <p>また、学校徴収金といえども市が実質的な経理事務を担っている点を考慮し、一層の実効性ある監査を実施する。</p>	<p>公費・私費負担区分については、区分を明確化し適正な公費負担に努めてまいります。</p> <p>校長名義の団体預金口座については、通帳名義人を変更する方向で検討いたします。</p> <p>決算報告の不備については、PTA・教育振興会総会時に決算報告する方向で検討いたします。</p> <p>団体会計報告もれについては、市に事務局を設置している団体として報告いたします。</p> <p style="text-align: right;">(市立高等学校)</p>	<p><b>○措置済</b></p> <p>公費・私費負担区分については、区分を明確化し、適正な公費負担となるよう整理し、令和2年度の予算要求を行っております。</p> <p>校長名義の預金口座については、同窓会会計及び同窓会特別会計の2件について、同窓会会長名義に変更しました。</p> <p>決算報告の不備については、桜窓会館運営費及び周年記念事業積立金について、役員による監査を実施し、PTA・教育振興会総会時に予算・決算報告することとしました。</p> <p>団体会計報告もれについては、市に事務局を設置している団体として市長部局に報告しました。</p> <p style="text-align: right;">(市立高等学校)</p>

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

平成30年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：業務改革の推進について【意見分】

部局等名 総務部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
29	<p><b>1 業務処理</b>  <b>(7) 必要性に乏しい団体会計</b>  <b>【現状の問題点】</b>                      市に事務局を設置している団体（団体会計）について、市の事務事業ではなく、あえて団体の事務事業と整理する必要性に乏しい団体会計が検出された。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■盛岡市愛宕町職員駐車場利用者会</li> <li>■太田地区自治会協議会，乙部地区自治公民館連絡協議会・乙部地区町内会連絡協議会</li> <li>■もりおか環境緑化まつり実行委員会</li> </ul> <p><b>【解決の方向性】</b>                      仮に団体会計がなかった場合に生じ得る問題点を整理し，団体会計の必要性を明確にする。                      あえて団体会計とする合理的理由がなければ，以下の方法により，市の財務会計事務を簡潔にする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆団体会計を廃止し，市の事務事業と整理する。</li> <li>◆市以外に事務局を移管し，財務会計事務に係る市の関与をなくす。</li> </ul>	<p>盛岡市愛宕町職員駐車場の事務事業については，敷地の適切な維持管理，市有地の有効活用，確実な利用料徴収等を図るため，団体会計による方法が最も適正と考えておりますが，団体会計以外とした場合の問題点を整理し，団体会計の必要性等を明確にした上で，判断してまいります。</p> <p style="text-align: right;">(管財課)</p>	<p><b>○措置済</b>                      団体会計以外とした場合，利用料の徴収が煩雑となり，確実な利用料徴収が極めて困難となります。                      また，市以外に事務局を移管した場合，事務局の運営経費等に係る課題が生じ，敷地の維持管理や有効活用等に支障をきたすこととなります。                      以上のことから，現在の団体会計による方法が必要なものと判断したところ                      です。</p> <p style="text-align: right;">(管財課)</p>

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

平成30年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：業務改革の推進について【意見分】

部局等名 都市整備部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
29	<p><b>1 業務処理</b>  <b>(7) 必要性に乏しい団体会計</b>  <b>【現状の問題点】</b>                      市に事務局を設置している団体（団体会計）について、市の事務事業ではなく、あえて団体の事務事業と整理する必要性に乏しい団体会計が検出された。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■盛岡市愛宕町職員駐車場利用者会</li> <li>■太田地区自治会協議会，乙部地区自治公民館連絡協議会・乙部地区町内会連絡協議会</li> <li>■もりおか環境緑化まつり実行委員会</li> </ul> <p><b>【解決の方向性】</b>                      仮に団体会計がなかった場合に生じ得る問題点を整理し，団体会計の必要性を明確にする。                      あえて団体会計とする合理的理由がなければ，以下の方法により，市の財務会計事務を簡潔にする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆団体会計を廃止し，市の事務事業と整理する。</li> <li>◆市以外に事務局を移管し，財務会計事務に係る市の関与をなくす。</li> </ul>	<p>もりおか環境緑化まつり実行委員会のメンバーは，創設当初から変遷しており，現在は，あえて団体会計とする明確な理由がない状況となっております。</p> <p>よって，平成32年度以降の開催に関しては，平成31年7月に開催する予定の実行委員会において，市以外に事務局を移管することについて諮ることとします。</p> <p>なお，移管先が無い場合は，団体会計を廃止し，市の事務事業として整理することとします。</p> <p style="text-align: right;">(公園みどり課)</p>	<p><b>○措置済</b>                      令和元年7月19日に開催した実行委員会において，市以外に事務局を移管することについて諮り，その結果，移管先が無いことから，令和元年8月末日をもって実行委員会を解散しました。</p> <p>今後は，市の事業として実施してまいります。</p> <p style="text-align: right;">(公園みどり課)</p>

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

平成30年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：業務改革の推進について【意見分】

部局等名 教育委員会

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
29	<p><b>1 業務処理</b>  <b>(7) 必要性に乏しい団体会計</b>  <b>【現状の問題点】</b>                      市に事務局を設置している団体(団体会計)について、市の事務事業ではなく、あえて団体の事務事業と整理する必要性に乏しい団体会計が検出された。                      ■盛岡市愛宕町職員駐車場利用者会                      ■太田地区自治会協議会、乙部地区自治公民館連絡協議会・乙部地区町内会連絡協議会                      ■もりおか環境緑化まつり実行委員会  <b>【解決の方向性】</b>                      仮に団体会計がなかった場合に生じ得る問題点を整理し、団体会計の必要性を明確にする。                      あえて団体会計とする合理的理由がなければ、以下の方法により、市の財務会計事務を簡潔にする。                      ◆団体会計を廃止し、市の事務事業と整理する。                      ◆市以外に事務局を移管し、財務会計事務に係る市の関与をなくす。</p>	<p>乙部地区自治公民館連絡協議会・乙部地区町内会連絡協議会の自治活動等は、構成員により自主的に運営されており、その経費の大部分についても構成員の負担金（会費）により賄われていることから、当該団体の事務事業を市の事務事業として整理することはできないものと考えます。                      なお、当該団体の事務局については、市村合併以前からの経緯により市（村）が行っていますが、自立的な事務局運営が行えるよう指導してまいります。                      （乙部地区公民館）</p>	<p><b>○措置済</b>                      乙部地区自治公民館連絡協議会・乙部地区町内会連絡協議会の事務局については、令和2年度から両協議会に事務局長等を置き、移管することとしました。                      なお、移管後当分の間は、円滑な事務局運営ができるよう、支援・指導をしていくこととしております。                      （乙部地区公民館）</p>

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。